

令和3年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月31日（月曜日）議事開始 午前 9時15分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則
増田 賢造 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

議 題

- 報告第 4号 農地等の合意解約について
- 報告第 5号 農用地利用配分計画について
- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 8号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 9号 農用地利用集積計画について
- 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第12号 非農地証明願いについて
- 議案第13号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第14号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局長　それではただいまから令和3年5月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と田中委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第4号から報告第5号及び議案第7号から議案第14号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第4号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第4号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は26件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。

整理番号2番につきましては、令和3年3月総会の基盤法議案第72号整理番号11番の案件に関連するものでございます。

整理番号4番につきましては、他の担い手に貸借予定との事でございます。

整理番号8番から10番、整理番号12番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第5号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第5号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年5月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計20件34筆62,944㎡となっております。詳細につきましては、6ページから9ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。10ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転14件、貸借3件の合計17件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、議案中の受人の年齢が記載されていない案件につきましては、相続人からの申請となります。まず、所有権移転からご説明いたしますので11ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、4,614㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、1, 447 m²の売買です。価格は総額〇〇円
12ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、2, 839 m²の売買です。価格は総額〇〇円
です。

整理番号4番、田1筆、726 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田1筆、688 m²の売買です。価格は10アールあたり
〇〇円です。13ページをご覧ください。

整理番号6番、田3筆、2, 937.5 m²の売買です。価格は総額〇〇円
です。

整理番号7番、13ページから14ページをご覧ください。田1筆、
167 m²の贈与です。掘起しは福迫委員です。

整理番号8番、畑1筆、1, 150 m²の売買です。価格は総額〇〇円
です。

整理番号9番、14ページから15ページをご覧ください。畑4筆、
1, 739.91 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、15ページから20ページをご覧ください。畑22筆、
27, 659.91 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。21ページを
ご覧ください。

整理番号11番と整理番号12番は、関連がございますので併せて
ご説明いたします。整理番号11番、田1筆、1, 169 m²と整理番号
12番、田1筆、1, 442 m²の交換です。

整理番号13番、21ページから23ページをご覧ください。田7筆、
4, 474 m²の贈与です。受人の経営面積が0 m²となっておりますが、
整理番号13番と14番を取得後の面積が5, 337 m²となる事で下限
面積の要件を満たします。

整理番号14番、23ページから24ページをご覧ください。田2筆、
863 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、
以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので25

ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、2, 981㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、2, 121㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1, 536㎡の使用貸借です。

整理番号4番、田1筆、2, 713㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転14件、貸借3件、計17件です。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第7号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願ひしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は良好で日照・接道・用排水も良好です。農地の状況は、耕起されており、畦畔もきれいに刈り取られていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。渡人との関係は、義理の親子となります。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状もあまり良くありません。周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

申請農地の作付け状況は、去年は水稻でございました。去年の災害で〇〇川が氾濫して災害にあった水田でございます。今年の6月から復旧工事に入るとの事で今年は作付けできないとの事でございます。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。譲渡人との関係は、少し遠い親戚との事です。後継者はありません。権利取得後は、水稻を作付けされるとの事です。地域との調和については、所有農地の畦畔の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。宅地のすぐ近くですが、基盤整備済みで周辺は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、耕起されており、畦の草払いがされておりました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。申請農地は受人の自宅のすぐ近くにあります。権利取得後は、飼料稲を作付けされるとの事です。地域との調和については、所有農地の畦畔の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願い

します。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内
基盤整備はされていますが、農地の形状は三角形
で良くありません。周囲は水田と山林に接しています。日照・接道・用排
水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇
自治会で稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。後継者はおります。
権利取得後は、水稻を作付けされるとの事です。地域との調和については、
所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。
皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番と13ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」
の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 最初に整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇
自治会内にあります。基盤整備済みの水田で周囲も基盤整備済みの水田
地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇
自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業
農家ですが、営農にも一生懸命取り組まれ、所有農地の管理は行き届いて
いる事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願
いいたします。

次に整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇
自治会内にあります。先ほどの整理番号5番の申請農地のすぐ近くにあり
ます。基盤整備済みの水田で周囲も基盤整備済みの水田地帯です。日照・
接道・用排水は良好です。農地の状況は耕起されており、畦の草も刈った

あとがありました。

続いて、受人について、ご報告いたします。の営農状況は、〇〇自治会で稲作と養豚の複合経営の専業農家です。地域との調和については、所有農地の畔や用排水路の管理も適切に行っている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は三角形です。周囲は水田地帯で日照・接道・用排水は良好ですが、やや湿田です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もおります。地域との調和について営農に一生懸命取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に14ページの整理番号8番から15ページの整理番号10番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 最初に整理番号8番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周囲は畑作地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、現在、ごぼうが作付けされていました。

次に整理番号9番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。整理番号8番の農地のすぐ近くで基盤整備は

されていませんが、農地の形状は良好です。周囲は畑作地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、現在、ごぼうが作付けされてきました。

最後に整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。整理番号8番及び9番の農地の近くにあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周囲は畑作地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号8番から整理番号10番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇で農産物及び農産加工品の生産、肥料や農薬の販売、畜産物の生産、直営農場での豚を飼育しています。今回、申請地に露地野菜等を作付けするとの事で申請されたものです。地域との調和については、周辺に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺の耕作者の方と協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に21ページの整理番号11番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員をお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 整理番号11番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。今回、柳水流の水田と京町の水田を交換するという事がございます。基盤整備は未整備で農地の形状はやや細長いですが、良好です。周囲は、西側が宅地で北側は進入路、東・南側は田に接しています。日照・接道は良好です。用排水は、田を作っても畑を作っても良好です。農地の状況は、耕起されてきました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇

自治会で稲作主体の専業農家で後継者もおります。権利取得後は、飼料作物を作付けしたいとの事です。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号12番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いいたします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号12番について、ご報告いたします。整理番号11番でも報告されていますが、〇〇の水田と〇〇の水田を交換するという事でございます。申請農地は、〇〇自治会内にあります。東側が宅地に接していますが、あとは水田に接しています。基盤整備はされていません。登記上は1筆ですが、段差があって、2枚の水田となっています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。水稻を作付けするとの事です。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号13番と23ページの整理番号14番の土地及び申請人「受人」の確認を土器委員にお願いいたします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 最初に整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親子でございます。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、

受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号14番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会にあります。基盤整備は未整備で農地の区画はやや不整形です。日照・接道・用排水は良好です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でございます。渡人との関係は友人との事でございます。

受人については、整理番号13番の受人と同一のため、報告は割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に25ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は、三方向、山林に接しており、東側が市道に接しています。日照がやや不良ですが、接道・排水は良好です。農地の状況は、かんしょが作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家で後継者もおります。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員。

吉留委員 貸借整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。

周囲は、東側は宅地、北側は水田、南・西側は市道に接しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、飼料が作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号3番の土地を西田委員に、申請人「受人」の確認を増田委員にお願いします。まず、西田委員にお願いします。

西田委員 議長。

尾山議長 西田委員。

西田委員 貸借整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周囲は水田地帯で基盤整備はされていません。農地の形状は、長方形で良好です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 貸借整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もおります。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和について、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号

まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計17件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第7号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第8号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは議案第8号についてご説明いたします。26ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。27ページをご覧ください。

整理番号1番、採草地1筆、3,102㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長　事務局の説明が終わりました。議案第8号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。整理番号1番について、吉田委員をお願いします。

吉田委員 議長。

尾山議長 吉田委員。

吉田委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況については、調査に行った日に空き家には大工が来ていて、改修中でした。家の東・西側は整地されていましたが、南側の申請農地一帯は何も作付けされておらず、遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第8号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第9号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画について」ご説明の前に、一箇所、議案の訂正をお願いいたします。32ページをご覧ください。

所有権移転整理番号4番について、筆数3筆、面積2,983㎡と記載されていますが、正しくは6筆、6,314㎡でしたのでご訂正していただきますようお願いいたします。

それでは議案第9号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。28ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転5件、利用権設定33件、合計38件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は12件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。29ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、854㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、29ページから30ページをご覧ください。畑6筆、6,001㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、30ページから31ページをご覧ください。田2筆、3,711㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号4番、31ページから32ページをご覧ください。田6筆、6,314㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、32ページから40ページをご覧ください。田6筆、畑27筆、計33筆、61,467.90㎡の贈与です。以上、所有権移転3件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。41ページをご覧ください。

整理番号1番、41ページから42ページをご覧ください。田5筆、

1 1, 8 4 8 m²の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、8 4 4 m²の賃貸借です。

整理番号3番、4 2ページから4 3ページをご覧ください。田1筆、8 1 4 m²の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、9 6 9 m²の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、5 8 3 m²の使用貸借です。4 4ページをご覧ください。

整理番号6番、田3筆、1, 9 0 2 m²の賃貸借です。4 5ページをご覧ください

整理番号7番、田2筆、1, 9 7 8 m²の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、9 8 8 m²の賃貸借です。4 6ページをご覧ください。

整理番号9番、田1筆、9 8 3 m²の賃貸借です。

整理番号1 0番、田2筆、1, 8 3 4 m²の賃貸借です。4 7ページをご覧ください。

整理番号1 1番、田1筆、7 9 2 m²の賃貸借です。

整理番号1 2番、4 7ページから4 8ページをご覧ください。田4筆、5, 1 7 5 m²の賃貸借です。

整理番号1 3番、4 8ページから4 9ページをご覧ください。田2筆、1, 4 6 8 m²の賃貸借です。

整理番号1 4番、4 9ページから5 0ページをご覧ください。田2筆、畑1筆、計3筆、4, 5 7 5 m²の賃貸借です。

整理番号1 5番、田1筆、3, 5 7 8 m²の賃貸借です。

整理番号1 6番、5 0ページから5 1ページをご覧ください。畑2筆、2, 0 2 7 m²の賃貸借です。

整理番号1 7番、5 1ページから5 3ページをご覧ください。田7筆、3, 3 8 6 m²の賃貸借です。

整理番号1 8番、5 3ページから5 5ページをご覧ください。田7筆、

11, 402㎡の賃貸借です。

整理番号19番、55ページから56ページをご覧ください。田5筆、6, 436㎡の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号20番、田1筆、1, 904㎡の賃貸借です。

整理番号21番、畑1筆、1, 080㎡の賃貸借です。

整理番号22番から同33番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号22番、57ページから58ページをご覧ください。田2筆、988㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田2筆、6, 028㎡の賃貸借です。59ページをご覧ください。

整理番号24番、田3筆、1, 963㎡の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号25番、田2筆、1, 181㎡の賃貸借です。

整理番号26番、60ページから61ページをご覧ください。田2筆、4, 867㎡の賃貸借です。

整理番号27番、61ページから62ページをご覧ください。畑4筆、4, 976㎡の賃貸借です。

整理番号28番、62ページから64ページをご覧ください。畑5筆、4, 638㎡の賃貸借です。

整理番号29番、田3筆、6, 045㎡の賃貸借です。65ページをご覧ください。

整理番号30番、田3筆、3, 630㎡の賃貸借です。66ページをご覧ください。

整理番号31番、田3筆、4, 988㎡の賃貸借です。67ページをご覧ください。

整理番号32番、67ページから68ページをご覧ください。田5筆、2,078㎡の賃貸借です。

整理番号33番、田1筆、1,813㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第9号の審議に入ります。29ページの所有権移転整理番号1番の譲受人は前原委員です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、前原委員の退席を求めて審議します。前原委員の退席をお願いします。

（前原委員退席）

尾山議長 　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

田中委員 　議長。

尾山議長 　田中委員。

田中委員 　所有権移転整理番号1番について、お聞きします。売買価格が総額〇〇円とかなり安いようですが、なぜ、このような金額になったのか、お聞きします。

事務局 　議長。

尾山議長 　事務局。

事務局 　所有権移転整理番号1番の申請農地について、譲受人と譲渡人との間で約20年前にお互いの農地を交換していたのですが、譲受人の方が、登記の名義を変更していなかった事が判明したため、今回、所有権移転の申出を行うものであります。売買価格については、名義変更していなかったため譲渡人が払っていた20年分の固定資産税額が〇〇円（申請農地の評価額〇〇円、固定資産税の税率1.4%、一年間当りの固定資産税額〇〇

×20年分)となるため、固定資産税額相当分を譲受人が譲渡人に支払う事で合意したので売買価格はこの金額となっているとの事でした。

尾山議長 田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。前原委員の退席を解きます。

(前原委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号1番を除く、議案第9号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 31ページの所有権移転整理番号4番について、お聞きします。先ほど訂正があり、面積が6,314㎡で売買価格が総額〇〇円となっておりますが、この価格について、大字〇〇の農地は、場所が〇〇地区で〇〇の東側と一番いい場所です。また、大字〇〇の農地は、〇〇の駐車場の南側でいい場所です。それから考えますと考えられない金額でございます。10アールあたり約〇〇円という計算になりますが、この事について、お聞きします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの山口委員のご質問にお答えいたします。この申請農地につきましては、受人が貸借で耕作してきましたが、渡人より農地を処分したい

との事で今回、売買となりました。金額については、受人と渡人が合意してこの金額になったのだと思います。以上です。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 この案件の譲渡人は、私の〇〇になります。そういう関係もあるので一等地を、貸借関係はあるのは、分かっていますが、この価格が〇〇地区で10アールあたり約〇〇円は妥当なのかと思い、質問したところでした。譲渡人は、退職しましたが、今年まで〇〇に勤務していました。しかし、農地の価格については、素人なので分からないと思います。

尾山議長 今回の渡人は〇〇の方にも農地をお持ちで農地法第3条、議案第7号所有権移転整理番号6番で売買の案件がありましたが、今回、買われた方に話しがありましたが、私にも相談がありました。形状が悪かったので最初提示された金額があまりにも安かったのでいろいろ調整した結果、10アールあたり〇〇円となりました。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 〇〇、〇〇の農地は共に立地条件が良いので売買価格が10アールあたり〇〇円と安い金額なのでこのあたりの農地の価格が安くなったと思いました。あっせんする立場でありますのでこの価格は検討すべきかと思います。

尾山議長 譲受人がずっと貸借されてきており、譲受人以外の方が買わない状況なので譲渡人は譲受人に全部任せたのだと思います。譲渡人がそれでいいという事であれば、値段は関係ないと思います。山口委員のおっしゃる事も分かりますが、本人が納得されていれば、どうしようもないと思います。

山口委員 分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 32ページの所有権移転整理番号5番について、お聞きします。贈与という事ですが、贈与税の免税はあるのか、お聞きします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。贈与税には、生前一括贈与による納税猶予制度及び相続時精算課税制度と普通の暦年課税制度がございます。財産をもらった翌年の2月15日から3月10日までに税務署に申告していただく事になります。その事を譲受人に対して、所有権移転の手続きで事務局に来ていただいた時に内容等を説明したいと思います。以上でございます。

尾山議長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 一回、このような事例があって、贈与税がたくさん課税された案件があったと思いますが、税対策など相談はなかったのか、お聞きします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 贈与税などの相談については、農業委員会事務局には無かったところでございます。実際のところ、贈与税の相談がされる事無く、直接、所有権移転の申出が提出されている状況です。受付の段階で贈与税の話をいたしますが、やはり、税務署に相談や申告をしていただく方が良いと考えます。以上です。

尾山議長 申告しだいで変わってきますから。増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第9号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第12号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局。

事務局 議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。69ページをご覧ください。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。70ページをご覧ください。

整理番号1番から3番は、場所が隣接しております。それでは整理番号1番からご説明いたします。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,404㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。工事期間は令和3年7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を施行業者より全額融資にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び西側農道へ自然流下により排水します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,393㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。工事期間は令和3年7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を施行業者より全額融資にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び東側農道へ自然流下により排水します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,260㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。工事期間は令和3年7月15日

から9月30日まででございます。事業費につきましては、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を施行業者より全額融資にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び西側農道へ自然流下により排水します。

続きまして、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。71ページをご覧ください。今月の許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。72ページをご覧ください。

整理番号1番から3番は同一事業者であり、場所が隣接しております。また、先ほど説明いたしました議案第10号整理番号1番から3番とも場所が隣接しております。それでは整理番号1番からご説明いたします。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 260㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び東側農道へ自然流下により排水します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、747㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び西側農道へ自然流下により排水します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、747㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年

7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び西側農道へ自然流下により排水します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、526㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月15日から9月30日まででございます。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、機材工事費〇〇円、登記・転用申請費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第12号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。74ページをご覧ください。今月の証明願い件数は2件です。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。75ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、482㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、75ページから76ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田1筆、畑6筆、計7筆5,402㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第10号から第12号については、5月28日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、5月28日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条3件、

農地法第5条4件、非農地証明願い2件、計9件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第10号、農地法第4条整理番号1番から3番については、場所が隣接しているのを併せて、ご説明いたします。まず、整理番号1番につきまして、ご説明いたします。申請人は、自分が所有する畑に太陽光発電施設を設置したく、今回、申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約1.2kmのところに位置します。申請地の状況は、北・南側は農地、東側は山林、西側は農道に接しています。北・南側に農地がありますが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により西側農道へ自然流下により排水する事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、自分が所有する畑に太陽光発電施設を設置したく、今回、申請を行うものです。場所は同じ〇〇地区です。整理番号1番と3番と隣接しています。申請地の状況は、北・西側は山林、東側は農道、南側は農地に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により東側農道へ自然流下により排水する事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、自分が所有する畑に太陽光発電施設を設置したく、今回、申請を行うものです。場所は同じく〇〇地区です。整理番号1番と2番に隣接しています。申請地の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は農地、西側は農道に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響がないように設置

する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により西側農道へ自然流下により排水する事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第10号、農地法第4条は以上でございます。

続きまして、議案第11号、農地法第5条整理番号1番から3番につきましては、先ほどご説明いたしました議案第10号農地法第4条申請整理番号1番から3番と隣接しております。まず、整理番号1番からご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電事業を行うため、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。申請地の状況は、北側は議案第10号農地法第4条整理番号2番の申請農地、東側は農道、南側は農地、西側は遊休化した農地に接しています。南・西側に農地がありますが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により東側農道へ自然流下により排水する事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電事業を行うため、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は同じく〇〇地区です。申請地の状況は、北側は議案第10号農地法第4条整理番号3番の申請農地、東側は議案第10号農地法第4条整理番号1番の申請農地、南側は議案第11号農地法第5条整理番号3番の申請農地、西側は農道に接しています。周辺に農地はありませんが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い

事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により東側農道へ自然流下により排水する事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電事業を行うため、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は同じく〇〇地区です。申請地の状況は、北側は議案第10号農地法第4条整理番号3番の申請農地、東側は議案第10号農地法第4条整理番号1番の申請農地、南側は議案第11号農地法第5条整理番号3番の申請農地、西側は農道に接しています。周辺に農地はありませんが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、雨水による排水も地下浸透及び自然流下により東側農道へ自然流下により排水する事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電事業を行うため、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に100mのところ position します。申請地の状況は、北・南側は宅地、東側は市道、西側に農地に接しています。西側に農地はありますが、日照等に影響がないように設置する事と土地造成は整地・転圧後、砂利敷き簡易舗装で盛土による造成で無い事から土砂の流出の懸念はありません。また、北西側・西側に畝上の段差を作るので雨水などは流出する恐れはなく、地下浸透で処理いたしますので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第11号、農地法第5条は以上でございます。

続きまして、議案第12号、非農地証明願いにつきまして、ご説明いた

します。

まず、整理番号1番につきまして、ご説明いたします。接道等がない事から事務局が準備しました航空写真と現地写真で判断いたしました。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請地は〇〇地区で現況は山林です。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請4件、非農地証明願い2件、計9件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第10号から第12号の計9件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 70ページの議案第10号の農地法第4条申請整理番号1番から3番と72ページの議案第11号農地法第5条整理番号1番から3番について、お聞きします。多分、全部同じ場所だと思います。先ほど農道の話がありました、私は農道の西側にあるくり園を売りたいと相談があって、会長にも相談した事が有りましたが、半年ぐらいいろいろ働きかけをしましたが、売れませんでした。そこで立地基準が白地となっていますが、あのあたりは、全て農業振興地域内農用地区域だったはずなので間違いでないかお聞きします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの福迫委員のご質問にお答えいたします。この案件につきましては、令和2年8月定例農業委員会総会にて、議案第32号「農業振興地域整備計画の協議について」で議案が提出され、総会で審議した結果、農業委員会が「異議なし」で回答後、農振除外により農業振興地域内農用地から白地となったところでございます。以上です。

尾山議長 福迫委員、よろしいでしょうか。

福迫委員 分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 簡単な質問で申し訳ありませんが、70ページの議案第10号農地法第4条申請整理番号3番の受人についてですが、「〇〇」の間違いですか。「〇〇」は何と読むのか、お聞きします。

尾山議長 「〇〇」と読みます。〇〇の旧字体になります。

下原委員 分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第10号から第12号に対する第2小委員長は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第10号から第12号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第10号及び第11号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第12号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第13号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第14号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 案第13号につきまして、ご説明いたします。77ページをご覧ください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農業委員会等に関する法律第37条に「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されています。また、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に「農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日までに公表しなければならない」と規定されていますので事務の点検・評価を農業委員会内で行っているものでございます。中身につきまして、順にご説明いたします。78ページをご覧ください。

まず、令和2年3月31日現在での農業委員会の状況を記載しています。79ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化について、目標及び実績を記載しています。基盤法で設定した集積面積が182.4ヘクタールございましたが、終了面積が53.1ヘクタール、解約面積が27.4ヘクタールで差し引いた面積が令和2年度での集積面積は101.8ヘクタール、集積面積の実績が219.4ヘクタールとなりました。目標を2181.5ヘクタールに設定していましたので、達成状況は100.54パーセントとなりました。活動計画及び活動評価、目標及び活動に対する評価はご覧のとおりとなります。80ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の算入促進の項目となります。農地法第3条において、農業振興地域内の農用地区域外の10アール要件及び空き家に附属した農地で権利設定された方々が5名、面積が0.8ヘクタールでした。81ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する項目となっています。令和2年度の利用状況調査で農地に再生した遊休農地の面積は9.4ヘクタールとなっています。今年も8月以降、利用状況調査を行いますのでよろしくお願い致します。82ページをご覧ください。

違反転用への適正な対応につきましては、毎月実施している農地パトロールや利用状況調査、転用相談で解消指導等を行っています。83ページをご覧ください。

事務に関する点検ということで、農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年度は156件許可しています。各委員さんにはそれぞれの案件を個別で現地調査をお願いして、その結果を報告いただき、それに基づきまして、総会でご審議いただきまして、結果については、議事録で公表している状況です。農地転用に関する事務につきましても、昨年度54件ありました。小委員会で現地調査、総会での審議を経て意見を頂いて、県知事に意見書を進達するまでの状況です。84ページをご覧ください。

農地所有適格化法人からの報告ということで農業所有適格化法人は各法人への決算後3ヶ月以内に農業委員会に提出するよう義務付けられていま

す。現時点では1法人がまだ未提出の状況です。決算が3月という事などあるかと思われま。担当が電話で指導して、なるだけ早く提出するとの事でした。情報の提供については、これは農地法第52条に規定されています。賃貸料情報についてもホームページや農業委員会だよりなどで公開しております。農地の権利移動等についても毎月の総会で審議頂いた分を取りまとめています。各種統計調査あるいは農地の集積等のデータとして活用しています。農地基本台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、農地法第52条の2に規定されていますが、農地情報公開システムで公表しております。データの更新については、毎月の権利移動あるいは固定資産台帳等の変更に伴う更新を随時行って、できるだけ新しい情報を保つように努力しているところでございます。簡単ですが、以上のような点検・評価書を作成して、公表して、農業者等の意見を踏まえた上で国への提出となります。点検・評価は以上でございます。86ページをご覧ください。

続きまして、議案第14号、令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。87ページをご覧ください。

農業委員会の状況について、令和2年3月31日現在の状況を記載しています。88ページをご覧ください。

担い手の農地の集積面積は90ヘクタールを目標としました。また、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去の平均をとりまして、7経営体としています。89ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地解消面積の目標を前年度と同様10ヘクタールとしました。違反転用への適正な対応につきましては、違反転用解消面積の目標を前年度と同様の3ヘクタールとしました。農地パトロールや利用状況調査、非農地判断等で解消等を推進していきたいと考えています。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 説明が終わりました。これより議案第13号及び第14号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号及び第14号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。
以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時52分